

男女共同参画社会の実現を目指して

2016年11月発行 編集・発行：忠岡町人権広報課 電話：22-1122 FAX：22-0364

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため、平成28年4月1日より「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行されました。

女性の活躍促進!!



この法律では、事業主は、現在雇用している、またはこれから雇用しようとする女性労働者が活躍しやすくなるための取組を実施するよう、努めることとされています。

性別に関係なく活躍できる環境を整えることは、社会の活性化及び男女共同参画社会の実現のためにも必要不可欠です。

「えるぼし」とは、女性活躍推進法に基づき、女性労働者が活躍しやすくなるための行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍に関する取組の実施状況等が優良な企業が、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣から認定されて与えられる、認定マークのことです。

認定を受けた企業は、このマークを商品や広告等に使用でき、女性が活躍しやすい企業だとPRできます。

求職者にとっては、女性が活躍しやすい企業を選ぶための目安になります。

「えるぼし」をご存知ですか？

認定の段階は、評価項目を満たす項目数に応じて3段階あります

1段階目	2段階目	3段階目
		
5つの評価項目のうち、 1つ又は2つ を満たすもの	5つの評価項目のうち、 3つ又は4つ を満たすもの	5つの評価項目の すべて を満たすもの

上記はいずれも、

- 満たしている実績について、実績値を厚生労働省のウェブサイトにて毎年公表すること
- 満たさない基準について、事業主行動計画策定指針に定められた当該基準に関連する取組を実施し、その取組の実施状況について、厚生労働省のウェブサイトにて公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること

が必要です。

評価項目については次のページへ



えるぼし認定の評価基準

以下の、1から5の評価項目を満たす項目数に応じて、取得できる認定段階が決まります。

①採用	男女別の採用における競争倍率（応募者数／採用者数）が同程度であること
②継続就業	<p>①平均勤続年数が男女間で同程度であること （期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る）</p> <p>または</p> <p>②10事業年度前およびその前後の事業年度に採用された 新規学卒採用者の継続雇用割合が男女間で同程度であること （期間の定めのない労働契約を締結している労働者かつ新規学卒採用者等に限る）</p>
③労働時間等の働き方	法定時間外労働および法定休日労働時間の合計時間数の平均が、月ごとに全て45時間未満であること
④管理職比率	<p>①管理職に占める女性割合が産業ごとの平均値（※）以上であること （※産業大分類を基本に、過去3年間の平均値を毎年改訂している。厚生労働省ホームページに掲載）</p> <p>または</p> <p>②直近3事業年度における課長級より一つ下位の職階の労働者に占める課長級に昇進した労働者の割合が男女間で同程度であること</p>
⑤多様なキャリアコース	<p>直近の3事業年度に、以下について大企業は2項目以上（非正社員がいる場合は必ずAを含むこと）、中小企業は1項目以上の実績を有すること</p> <p>A 女性の非正社員から正社員への転換（派遣労働者の雇入れ含む）</p> <p>B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換</p> <p>C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用</p> <p>D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用</p>



お役立ち情報



女性活躍関係サイト集

女性活躍推進法特集ページ
女性の活躍推進企業データベース
中小企業のための女性活躍推進事業
女性にやさしい職場づくりナビ
仕事と育児カムバック支援サイト



詳しくはサイト名で検索！

各種相談先

機関名	相談内容	連絡先
女性の人権ホットライン	女性相談全般	0570-070-810
大阪府女性相談センター	女性相談全般	06-6949-6022
	DV相談(24時間)	06-6946-7890
泉大津労働基準監督署 総合労働相談コーナー	労働相談	0725-27-0898
大阪府総合労働事務所	労働相談	06-6946-2600
	セクハラ相談	06-6946-2601
大阪府総合労働事務所 南大阪センター	労働相談	072-273-6100
	セクハラ相談	072-273-6321
大阪労働局 総合労働相談コーナー	労働相談	0120-939-009
みんなの人権110番	人権相談	0570-003-110